放課後児童会の利用者以外で、自宅待機が困難な場合の対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止、児童生徒の健康安全を守るために、本日令和2年3月2日より自宅待機の対応をしております。しかし、御家庭によっては、保護者がやむを得ない事情のため、自宅待機が困難である場合があります。それを受け、習志野市では、各小学校において、放課後児童会の利用者以外で、自宅待機が困難である場合の学校における受け入れを実施いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止、児童生徒の健康安全を守るための自宅待機であることの 主旨を御理解のうえ、自宅待機が困難であることから受け入れの利用の希望がある方は、事前 に以下の点等、電話またはメール、FAX にて学校に御相談ください。

1日にち 2児童氏名 3開始時間~終了時間 4明確な利用理由

受け入れについて

対象学年:小学校全学年

対象児童 : 保護者がやむを得ない事情のため、自宅待機が困難である児童

受付開始日:令和2年3月2日(月)メール配信後(毎日午後4時30分まで)

利用開始日:令和2年3月3日(火)

3月3日(火)は調整日と考えておりますが、3月3日の利用がどうしても必要な事情がある方は、 学校に御相談ください。

利用時間:午前8時から午後3時の間(土、日、祝日、卒業式を除く)

持ち物:・自習するための学習用具・弁当・水筒・上履き

・利用時間、利用理由を書いた連絡帳・検温カード

その他:・利用時間内での特別な時間の登下校は、送り迎えとする。・自学を中心とする・児童、 教職員に感染者が出た場合には、対応を停止する

※文部科学省や厚生労働省からこのことにかかわる内容が通知されるとのことです。それに伴い、対応の仕方が変わる可能性もありますので、御承知おきください。

【児童育成課からの連絡】

令和2年3月1日時点において、放課後児童会に入会していない以下の御家庭への緊急措置 として、3月4日(火)から放課後児童会の入会を受け付けます。

対象

- 1 午後3時以降も就労せざるを得ず、児童(1~3年生)の自宅待機が難しい。フルタイム勤務 相当の御家庭
 - 2 特別な支援を要する児童(1年生~6年生)を養育している御家庭

詳しくは、児童育成課(TEL 047-453-7379)にお問い合わせください。